

令和3年10月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準
の運用の終了について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長及び同局保健医療部健康増進課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

○国通知の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11条)第1条に定める事項を除き、食品表示基準に基づき容器包装に表記された原材料等、原料原産地又は栄養成分の量などが実際の製品のものとは齟齬がある場合にあっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により適正な伝達が出来ている場合にあっては、当分の間、取締りを行わないとした通知を令和3年12月31日をもって廃止する。